

徳島県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、〇七六人
鳴門	一五、五九三人
小松島・勝浦	一二、〇九二人
阿南	一九、六〇〇人
吉野川	一一、〇二一人
阿波	一〇、〇二〇人
美馬	九、九九一人
三好第一	六、七三六人
名西	八、四〇三人
那賀	二、一八三人
海部	五、三〇二人
板野	二七、一〇六人
三好第二	三、八二三人